



月報

11

缶詰問屋協会

(44.11.29. No.35 VOL.8)

◆ 目 次 ◆

チクロ特報	1
◇ 缶詰関係団体トップ会談	4
◇ 食品加工団体厚生大臣に陳情	4
◇ 日缶協、チクロ対策で緊急理事会	8
◇ 米国、チクロ製品販売に大巾緩和措置	10
◇ 理 事 会	18
◇ (第1回) 添加物対策協議会	19
◇ 在京果実、規格部会	20
◇ 「チクロ問題について」チラシ24万枚配布	25
◇ (第2回) 添加物対策協議会	27
◇ 食品加工団体打合会	28
食品加工全国団体連絡協議会参加団体名簿	29
◇ 全缶協、猶予期間延長を陳情	32
◇ 西部政策調査部会	34
◇ 缶詰卸業者への金融特別措置で陳情	35
◇ 全缶協、猶予期間延長の大署名運動展開	36
☆ ☆ ☆	
◇ 新年名刺交換会打合会	39
◇ 日本チエーンストア協会のチクロ対策	39
◇ 全日本司厨士協会討論会	41
◇ 缶詰キャンペーンのスケジュール	43
◇ 「みかん缶詰今後の見通し」浅井会長3地区で講演	47
会員消息	62
事務局報知	63

全国缶詰問屋協会

Japan Canned Food Wholesalers Association

東京都中央区日本橋通3丁目8番地
八重洲通ビル7階

電話 東京 (273) 9 2 8 9 番

チクロ問題に関する諸会合

日 時	会 議	内 容
11. 5	アメリカのチクロ情報入手(全会員に配布)	人体に害はない
" "	チクロ禁止官報告示	
" "	缶詰業界トップ会談	
" "	食品加工団体連絡協議会	
" 6	(日缶協理事会)	
" "	(蜜柑缶工組理事会)	
" 7	(農産缶工組理事会)	
" 11	食品加工団体連絡協議会	厚生大臣、農林省に陳情
" 12	全缶協理事会	7項目の方針を決定
" 13	規格表示委員会(日缶協)	
" 14	米国で猶予期間カナダ並み9月1日に延長(果実野菜缶詰)	
" "	(第1回)添加物対策協議会	
" "	釘沢弁護士と打合せ	
" 15	日本チェーンストア協会の会員宛文書として発送(全会員に配布)	
" 17	在京果実、規格部会	販売姿勢を確認
" 18	「チクロ問題について」チラシ(24万枚)配布開始(全会員)	
" "	全缶協チクロ情報/6.1.2 発送(全会員)	

1 1. 1 9	全缶協チクロ情報№3 発送（全会員）	
" 2 0	業界記者会見（会長）	チクロ対策について
" "	米国でチクロ含有量を表示することにより よりその他食品類の販売制限を解除	
" 2 1	（第 2 回）添加物対策協議会	
" "	食品加工団体連絡協議会	
" "	「金融の特別措置について」陳情	会長、副会長、専務理事 3
" "		名中小企業庁長官、通産省 通商局長、農林省
" "	全缶協チクロ情報№4 発送（全会員）	
" 2 4	食品加工団体連絡協議会厚生省に陳情	
" 2 5	西部地区懇談会（京阪神全会員、支店）	3 0 万名の署名運動を決議
" 2 6	全缶協チクロ情報№5 発送（全会員）	
" "	食品加工団体連絡協議会	各団体に署名運動を提言
" "	陳情書（署名運動）日缶協に提言	
" 2 7	陳情書（署名運動）京阪神地区に航空 便で発送	
" "	釘沢弁護士意見書	
" "	「チクロ使用禁止に伴う陳情書」	会長、副会長、専務理事 3 名厚生、通産、農林、経企 各大臣に陳情
1 2. 1	（第 3 回）添加物対策協議会	
" "	チクロ対策合同懇談会	京神地区全会員、東部政策 調査部会員、東京都食品卸 同業会
" 3	チクロ対策合同懇談会	中部地区全会員、中部食料 品問屋連盟

そ の 他 の 会 合

11.	7	蜜柑缶工組技術委員会	東洋缶詰短大浅井会長講演
"	8	静岡缶詰協会内販部会	「フルーツ缶詰の今後の見 透し」と題し、浅井会長講 演
"	17	新年名刺交換会打合会	日缶協
"	22	フルーツショー反省会	小田急「豪華」
"	24	業務用缶詰徹底懇談会	司厨士会館
12.	5	果汁規約打合会	果汁協会

缶詰関係団体トップ会議

11月5日、午後1時から日魯漁業(株)会議室において日缶協、全缶協、製缶協、農産缶工組、食肉組合、缶組合、水産業組合、銚子缶詰協会、静岡缶詰協会、大洋漁業、日本水産の会長、理事長などトップ15名が集まり、チクロ問題に関する対策の基本的話し合いがなされた。

しかし現時点においてはマスコミ等に騒がれないよう陳情、訴訟などは避け、まず売ることを先決とするとの姿勢が示された。

食品加工団体厚生大臣に陳情

食品加工全国団体連絡協議会は、10月5日10:00時から全国ビスケット会館においてチクロ問題に関する厚生省陳情のための陳情内容の検討を行なった。

なおこの席において日缶協は同協議会との同一歩調による陳情には不参加を表明したが全缶協はその後さらにあらためて検討した結果11月7日、同協議会に対し陳情に参加する旨連絡、加工食品全国団体連絡協議会30団体は11月

11日午前11時半、斎藤厚生大臣に直接次の陳情書を提出。

なお、同文陳情書は厚生省環境衛生局長、農林大臣、農林省消費経済局企業流通部長にも提出した。

チクロの使用禁止措置についての要請

昭和44年11月5日付厚生省令第32号並びに厚生省告示第358号をもつて食品衛生法施行規則および食品添加の規格基準の一部が改正され、チクロの使用禁止措置が定められたが、これに伴う下記の要請を考慮されたい。

1. 要 請

- (1) 今後の食品添加物の使用禁止などの措置については、これが食品加工業界におよぼす影響が大きいので事前に充分なる準備期間を設け段階的な措置をされたい。
- (2) 今回チクロ禁止措置に関する業者の救済措置については次の点を考慮されたい。
 - (イ) 金融の特別措置
 - (ロ) 税制上の特別措置
 - (ハ) 砂糖輸入関税、消費税の減免の早期実施
 - (ニ) 食品に課税されている物品税の廃止
- (3) 今回の措置により食品加工業者が受ける損害については政府において充分なる補償を考慮されたい。

2. 理 由

- (1) 食品衛生法および食品衛生法施行規則により認められて使用していた食品添加物を短期日の予告をもつて禁止することは食品流通を阻害

し食品企業の命とりとなる問題につき今後実施する場合には添加物の製造を禁止し食品の実態に即した猶予期間を設け段階的に使用を禁止し企業におよぼす影響を最少限にとどめるべきである。

- (2) 今回の措置によつて食品企業は受取手形の不渡りが発生し企業倒産による社会不安となるにつき商工中金、農中金その他金融機関を動員し最低金利による金融の特別措置を実施すべきである。
- (3) 製品および包装材料の廃棄による欠損および製品回収に要した費用は決算申告の際、当然全額を欠損金として認める措置を講ずべきである。
- (4) 食品加工原料の甘味材は砂糖となるもので加工食品の値上りを防止するため砂糖の輸入関税、消費税の減免を実施するとともに精糖の輸入を自由化し禁止的高率輸入関税を廃止すべきである。
- (5) 食品価格に大きくウエイトをしめている物品税は廃止し食品価格を引き下げるべきである。
- (6) 理由(1)の通り食品加工業者は法の定める添加剤を使用していたものであるから今回の措置により発生した損害は当然国において補償すべきである。

なお、齋藤厚生大臣、金光環境衛生局長、農林省消費経済局大河原企業流通部長の発言要旨は次の通り。

〔齋藤厚生大臣〕 AM 11.40～11.50時

今回のチク■の件では業界にご迷惑やら損害をおかけして申し訳なかつた。本日、農林省に対し業界の救済について具体的に考えて欲しいと申し入れておいたが、厚生省が段階的にやらなかつたのはアメリカの措置を尊重することになつたからである。あの時点で農林省が自発的にやれと業界指導し、業界もそれに従うこととなつたが、ああいうことになると厚生省も放つておくことができない。

禁止措置を早急に取つたのは米国のデータを見て、これなら文句のつけようがないということでやつた。新聞はその間、厚生省はなまぬるいなまぬるいと言うし、目をつぶろうとしてもつぶれなかつた。今後あやしいものについては前もつてみなさんに相談して進めて参りたいが、今回のことはごかんべん願いたい。

業界においても我が社にはチクロは使用していないということを盛んに宣伝し、合成甘味料添加と書いてあるものがますます苦境に立つことになつた。救済措置については農林省が中心となつてやるので今後農林大臣とよく相談する。

政府の責任問題に関しては厚生省も法政局と相談したが法律上の責任はないということであつた。しかし政治的に業者が困らないよう何等かの措置を考えたい。

これから總理就任周年記念があり、そこに出席しなければならないので失礼する。

〔金光環境衛生局長〕

厚生省はチクロについてシクロヘキシルアミンに毒性があるということで、毒性があるならば許容量等で段階的に指導してゆこうと考へていた矢先き米國で発ガン性があると発表され事前予告もできない状況となつた。業界にとつてはいわゆる天災であるというほかない。

局長通達で地方に行きすぎが見られるようだが、そういうことにならないよう地方に対し連絡している。近く全国部長世話会を開くことになつているのでその時にも徹底する。今後もご要望の向きがあつたら速慮なくおいでいただきたい。

〔農林省消費經濟局大河原企業流通部長〕

食品界みなさんの陳情の主旨は農林省関係者みんな判つている積りである。厚生省は救済措置は農林省が中心となつてやるといつているそうであるが

救済という言葉の意味は違うと思う。これは責任の問題であつて行政処分をしたところが責任を負うべきである。

現在業界の被害額を調べているが、金融措置を考えるにしても大雑把な数ではまずいので苦労している。大体業界の資料は昨日までで集まつた段階に入つたが、これをもとにスケジュールを組み今後の手を打つて行きたい。2月になれば損害のファイナルな額がはつきりしてくると思うのでその時点で最終的措置を練りあげたい。

税制上の問題については早速前例を調べ配慮するよう進めている。また回収、廃棄についての損金算定に関しても税務関係の末端に徹底するよう手配中である。

今回の陳情は厚生省に対し、責任は政府にありますよとの釘をさしたものと思うが、局長通達では回収という字句を使用しており、厚生省もこの点農林省に文案を見せて欲しかつた。

農林省が業界に自主的使用中止を呼びかけたのはこれからはじまるみかん缶詰が一番被害が大きくなるということを心配してやつたことである。

自粛と猶予期間についてはあくまでも別のことであり、新聞などに農林省はついに厚生省にナキを入れたという報道をされたが、ナキを入れるのが当然であろう。

法政局は政府に責任はないといつているが、これは行政府の解釈であり、訴訟するなら法律問題でやることになる。いずれにしても今後の対策については行政ベースで施策を講じて参りたい。

日缶協、チクロ対策で緊急理事会

日本缶詰協会理事会は11月6日10時30分から東京ステーションホテルでチクロ対策について緊急理事会を開催したが、これに全缶協はオブザーバーとし

て北田専務理事が出席した。この理事会では日缶協はマスコミ等を刺激しないよう静かに猶予期間まで極力チクロ製品の消化を図ることに主力をおき、政府訴訟等を行なわないとの決議が行なわれた。

なお同理事会の席上、日缶協では農林省に次の要望を行なつた説明があつた。

要 望 書

今回のチクロ使用禁止の際とられたような予告なしの措置は、食品工業の存立上重大な問題であり、これにより業界の蒙むる損失ははかりしれないものがある。ついては

1. 在庫製品は、猶予期間中に極力消化するようつとめる所存であるが3月1日以降において、なお市場在庫として残る旧製品については如何ともなし難いので、カナダの例に従つて、昭和45年8月31日まで延期方ご配慮願いたく、なお延期不可能の場合においては、国において買上げなどの補償措置を講ぜられたい。
2. 消費者を徒らに刺激し、恐怖観念を与えるような報道は差しとめられるようされたい。
3. 当面の操業に必要とする長期の低利資金貸付などの金融措置を講ぜられたい。
4. 蒙つた損失は企業にとつて余りにも大きいものであるから、税制上万全の措置を講ぜられたい。
5. 今後食品添加物の禁止又は使用制限を行なう場合は事前に充分な準備期間を設け、業界に混乱を招くようなことのないよう慎重に配慮されたい。
6. 合成甘味料を添加した製品は今日まで大衆に親しまれた商品であるが、全糖品切替えにとまらうコストアップをできるだけ軽減するために今後

の製造に対し使用する砂糖消費税などの軽減を検討されたい。

昭和44年11月

社団法人 日本缶詰協会

米国、チクロ製品販売に大巾緩和措置

米国の保健教育厚生省のフィンチ長官は11月14日、米国は果実、野菜缶詰に対し猶予期間をカナダ並みに45年9月1日まで延長する旨発表し、つづいて11月20日、同長官はチクロの含有量を表示することにより、その他食品類にあつては販売制限を解除したが、このように大巾にチクロ製品販売の緩和措置が取られたことについて以下、三井物産等会員商社から入手したアメリカ情報をもとに、その詳細を追つて見たい。

米国チクロ問題その後の情況(1)

Washington Food Report 11月8日号

本レポートを印刷に廻す時点までにはチクロを含有する季節製品の現在在庫を処分するためにFDAが同製品の市場からの撤去に関する猶予期限(医師の処方箋による購入許可を除き2月1日発効)を延長するか如何についての動きは見られない。

保健教育厚生省フィンチ長官は4日「医師並びに合成甘味料を含有する食品に健康保持を依存している人々がチクロ含有製品を適切に使用するための権威あるガイダンス(指導)を得られるよう必要な措置を既にとつた」と発表した。

フインチ長官は長官代理 R. O. Egeberg 博士に対しこの問題に関する医学的権威、科学的権威として認められているスペシャリスト達のグループを招集することを命じたと述べ更に当省の目的とするところはチクロの継続使用を健康上必要とする人々にとりチクロの価値がどのようなものであるかを米国民並びに医療関係者にできる限り速やかに知らせることにであると附言した。

同長官は N E T テレビ (National Educational Television) のネットワークにおけるインタビューで自分は今回のチクロ禁止措置を余儀なくさせた法律を緩和することに賛成すると述べた。この法律とは使用量に無関係に如何なる食品添加物でも動物又は人間に癌を発生させる恐れありと認められたものは市場から除去しなければならないとする。食品薬粧品法の改定条項のことでフインチ長官は政府はそのような添加物について使用最高限度或いは許容量を定め得る柔軟性を与えられるべきであると述べチクロの場合はネズミに対する実験でこの甘味料を極端に多量ネズミが死ぬまで投与して漸く得られた結果に基くものであることを指摘している。

同長官の言葉をかりれば大事なことは一般民衆が危険性がそこにあるということを知ることだが Fresh (註 Coca Cola 社の出している diet drink やその他の diet drink が Over-Weight (肥りすぎ) や糖尿病より良くないと誰がいえようかと言っている。

なお 7 人の糖尿病患者、肥満者を代弁してサンフランシスコ連邦地方裁判所にチクロ含有製品の禁止措置を F D A が解除するよう訴訟が提起された。この訴訟は先月出された禁止措置の根拠となつた法律は米国憲法の正当な手続を踏まなければならないとする規定に反する故違憲であると言うものでフインチ長官と F D A コミッショナー Herbert L. Ley Gr の名前が訴状に上げられている。又シンシナチー市の連邦裁判所に訴訟が提起

されたがこれは Nehi Beverase Co. がチクロをソフトドリンクにチクロ使用を禁止した政府にこの措置をやめさせるよう一時執行停止の裁判所命令を出すよう要求している。Nehi 社の Duffy 副社長によれば会社はチクロが有害ではなく、特に人体に癌を発生させるものではないことを立証する追加証言を提出する機会を与えてくれるよう要請済みであると述べている。

Nehi 社はこのほか第 6 控訴裁判所に対しインテ長官が撤去命令を実施できなくするよう裁判所命令を請求した。

米 国 チ ク ロ 問 題 そ の 後 の 情 況 (2)

英国農水産食料省では 11 月 5 日付で 10 月 23 日発表のチクロ使用禁止措置に関する法律改定案に対する関係者からのコメントを求めることを布告した。コメントのあるものは 11 月 21 日迄に提出することになっている。

米国の American Medical Association の食品栄養協議会は 11 月 7 日付でチクロの市場からの撤去は糖尿病患者に非常に大きな不便と潜在的な害を与えることになったと述べ同協議会は米下院に対し食品薬粧品法の 1958 年改訂部分を再改訂するか撤廃するよう要請した。

○ 7 日付 London 来電

食品加工業者はチクロ禁止猶予期間の短いことに抗議を申し入れ現在関係官庁とチクロ入り飲料、食品類の現ストックを処分するため少なくとも 1970 年 6 月迄延期させるよう協議中である。

〔10月19日付New York Times 抜萃〕

一昔前にカロリーを気にする騒ぎが高まつて以来チクロの生産は殆んど零から年産約1万トンにまで伸びたがこの数量は砂糖の代用品として500億杯のコーヒーを甘くするに充分な分量である。

米国ではおよそ250種類の食品に少量宛のチクロが含有されており、ソフトドリンク、果実缶詰、アイスクリーム、サラダドレッシング、粉末ドリンク、ゼラチンデザート、デザート、トッピング(デザート類の上に乗せるクリーム)薬品類、菓子、その他ベーコンにまで使用されている。

保健、教育、厚生省の長官代理 Roger O. Egeberg 博士はチクロの使用が砂糖を摂取することを禁止されている無数の糖尿病や高血圧患者に直接的な医療効果を与えて来たことを指摘している。

Egeberg 博士は更にチクロの使用禁止を発表した記者会見の席上で「チクロ及びその他の合成甘味料は体重を抑えなければならぬ人々のたくさんの生命を救い又永らえさせて来たし、更に歯科関係の医者に言わせれば合成甘味料はたくさんの歯を助けて来た」と述べている。

Finch 長官は記者会見の席上で幾つかの食餌療法用食品は薬品としてラベルを替え、健康上それを必要とする人々に手に入るようにし医師の助言に基づき使えるようになると述べている。

普通の Low-Calorie Cola の10オンス瓶を例にとると、100分の1オンスのチクロを含んでおり又、1ポンドの Diet用桃缶詰は約倍量のチクロを含有している。

FDA は2年前成人1日当り3,500ミリグラム以上のチクロを使用しないよう勧告しているがこの量は合成甘味料使用のソーダ飲料の10オンス瓶約10本に相当する。小児に対する限度は大人の約3分の1と定められていた。

この政府決定の影響は確かに大きく、全米科学協定では全人口の4分の3は何等かの形で合成甘味料を摂取して来ている。合成甘味料を製造し又使用し食品として提供している産業は年間少なくとも10億ドルの規模を持つている。

チクロの使用の約70%はTab, Diet Pepsi Diet Cola Fresca, Like, Wink その他ブランドのソフトドリンクである。フィンチ長官はソフトドリンクだけ早い禁止措置をとつたのはソフトドリンクが極めて広範囲に飲まれかつ比較的多量のチクロを含有しているからであると述べている。

禁止措置の法的根拠は1938年制定のFOOD DRUG AND COSMETIC ACT (食品薬粧品法)に対する1958年の所謂 Delaney 改訂で、当時のNew York 選出共和党下院議員James J. Delaney が提出したもので人又は動物に供した場合癌を発生させる恐れがある食品添加物は市場から撤去されねばならぬというものである。

Steinfeld 博士は今回の決定はNational Academy Science が人体に対する許容量として提案した限度量の約50倍の換算量に相当するチクロをネズミに対し死ぬ迄投与した結果発見された膀胱腫瘍についてのレポートを基礎にしていると述べているがこの分量はFDAが2年前出したガイドラインに従えば大人が1日当り10オンス入りソフトドリンクを500本という大量を飲んだことに相当する。

アメリカでチクロ猶予期間延期決定

米国は清涼飲料水を除くチクロ製品の猶予期間を明年9月1日まで延期を決定したとのニュースが伝えられていたが、全缶協事務局はその確証をつかむため

全缶協会傘下の商社筋に依頼し米国H E W発表内容の情報キャッチを急いでいたところ11月18日、三井物産(株)ならびに野崎産業(株)より次のような延期確定情報を得た。要訳全文は次の通り。

三井物産本社食品第一部宛紐育支店電報

44. 11. 18

〔サイクラミン〕きのう現在新聞紙上等には出ておらぬが14日午後6時「H E W」(保健、教育、厚生省)はカナダ政府と打合せた結果ソフト、ドリンクを除くサイクラミン使用食品の回収期限延長を決定した。

関連記事下記の通り

(1)「Washington Food Report」(11月14日付)

「H E W」秘書官Robert H. Finchは本日米国及びカナダ政府はサイクラミンを含む製品の販売に対する段階的(禁止)プログラムに関し調整を取ることにした旨発表した。更にカナダ政府担当大臣との話し合いをした結果、両国市場の相互依存の観点よりサイクラミンを含む製品に対し同一の対策が必要とされることで両国政府は同意した旨述べた。又特に果実及び野菜の調味加工品に関して(本趣旨)当てはまり、既にカナダにおいて公布された最終期限に一致させるため現在手持ちの回収期限を9月1日(迄)とした。なお17日UPI電下記報道した。

サイクラミン(使用)最終期限の改定

人工甘味料を含む食品の(政府の)使用禁止は7カ月間遅らされた。人甘を含むソフト、ドリンクは小売店の店頭より1/1迄に回収されねばならない。(一方)サイクラミンを含む(他の)食品は2/1

以降市場より回収せねばならなかつたが（これを）Finchは使用最終期限を9/1迄に回収することに改定した（更に付け加えて）サイクラミンを含む果実及び野菜缶詰はカナダ政府の最終期限に合わせて遅らせることにした旨述べた。

（但し）サイクラミンを使用する食品及び飲料の製造中止の指令は（変わらず）そのまま効力を持つ。

チクロの猶予期間を解除

去る11月14日、清涼飲料水を除くその他の食品にあつては猶予期間を明年9月1日まで延期する旨米国厚生省フィンチ長官は発表（全缶協チクロ特報163で既報）したが、三井物産、三菱商事、野崎産業等会員商社が21日入手した報道によるとさらに米国はチクロ含有食品類については猶予期間を解く旨決定した。

その要訳全文は次の通りである。

（昭和44年11月22日）

〔ロイター21日発〕

ワシントン11月21日 UPI

政府はチクロ含有食品が市場に存続することを許可する旨決定した。但し政府は消費者に対しチクロ含有食品は医者 Advice に従つて買うよう警告する。

保健教育厚生省フィンチ長官は20日（木曜日）この決定を発表したがチクロ含有飲料（Diet POPを含む）に対する1970年1月1日以降販売禁止の措置はそのまま存続するがチクロ含有食品類については問

題の検討を委任した諮問委員会の勧告を容れ処方箋無しで買えるペースで市場に存続する。但し当該食品は消費者にその旨を警告してその製品を通常の分量で食べた場合どれだけのチクロが含有しているかを表示することになると述べた。

委員会はチクロ含有食品は糖尿病患者特に若い人々を救済するため、又体重問題を持つ人々を助けるために市場に存続すべきであるとし「これらの場合チクロの医療的效果は害があるかも知れぬという可能性を超えた価値を持つている」と語っている。

NY来電(24日発)

Cyclamate

American Institute Food Distribution に
Contact した。

HEW 発表により現在 National Canners Association
(保健教育厚生省)
は HEW に対する 具体的適正表示方法に付き Recommendation

するべく関係 Member に対し意見聴取中なる由しかし例え

"Cyclamate Content for each average
serving" と HEW 言うが "Average serving" とは具体的
にどのような Definition となるかについて HEW は具体的 Idea
発表しおらずこの点関係 Packer/HEW 間の早急統一見解を打出す必
要があるなど種々問題あるとも言いおる。

表示なきもの Sept. 1 以降回収せねばならぬことは変りないが AIFD
(American Institute Food Distribution)
Reporter 意見では Sticker の如きものを Affix するような
ことになるかも知れぬとも言いおる。何れにせよ HEW は基本的考え方
を発表したもので具体的実施方法については今後検討されるものと思う。

判り次第知らず。

理 事 会

日 時 昭和44年11月12日 14.00～16.00時
場 所 北 洋 商 事 株 7階会議室
議 題 1. チクロ禁止措置に関する件
2. そ の 他

※ 理事会審議の概要

10月23日在京果実規格部会、10月30日果実、規格合同部会を開き慎重なる協議が行なわれてきたが、さらに全缶協として今後とるべき姿勢、要望事項等の重要問題を審議するため理事会開催となつたもの。この理事会には全理事、監事が出席し真剣な討議を行い次の7項目の方針を決定した。

全 缶 協 理 事 会 決 定 事 項

1. 2月28日までは極力販売に努力し消化を図る。
2. 3月1日において回収を要するものは製造者に返品する。
3. 問屋自己ブランド品については下請メーカーとの話合いにおいて解決を図る。
4. 食品加工全国団体連絡協議会とは協調を保つ。
5. 金融対策について措置する。
6. 釘沢一郎法律事務所に委嘱して行政訴訟の準備を行う。
7. 調停委員会を設置する。

(第1回)添加物対策協議会

日 時 昭和44年11月14日 11.00～13.00時
場 所 日魯漁業(株) 会議室
議 題 テクロ対策に関する件

※ 協議会の概要

この協議会では今後の対策について①当面の年末金融について、②長期、低利の特別救済金融措置について、③損害補償に関する行政訴訟について、④販売関係PR資料の配布について、⑤その他について、協議した。

なお、販売関係PR資料の配布については全缶協名義で印刷、配布することになった。またその他、値引販売の自粛、対マスコミ、消費者のPR方法なども協議した。

添加物対策協議会構成メンバー

添加物対策協議会会長は、日本缶詰協会会長田上東稻氏委員は次の各氏である。

全国缶詰問屋協会	会長	浅井二郎
日本蜜柑缶詰工業組合	理事長	後藤磯吉
"	副理事長	金子昇
日本農産缶詰工業組合	理事長	小泉武雄
"	副理事長	大平秀雄
日本食肉缶詰工業協同組合	理事長	矢住清亮
日本鮪缶詰輸出水産業組合	理事長	芝野清一
静岡缶詰協会	会長	"
日本製缶協会	会長	高碓芳郎

銚子缶詰協会 会長 根本 和三郎
大洋漁業株式会社 常務取締役 中 部 新次郎
日本水産株式会社 専務取締役 原 喜三郎

在京果実、規格部会

日 時 昭和44年11月17日 15.30～17.00時
場 所 北洋商事(株) 7階会議室
議 題 1. チクロ禁止処置に伴う缶詰表示について
2. その他

※ 在京合同部会討議の概要

11月13日の規格表示委員会で討議された事項につき、先ず専務理事から説明を行ない、「みかん缶詰内販対策申合せについての追加事項」等について検討が行なわれた。

1. 蜜柑罐工組の内販対策申合せ追加事項

- (A) 全糖もの(ホールもの、ブロークンものすべて)の糖度は16度以上であること。
- (B) 本年度の合成甘味料添加品(サツカリンナトリウムなどを使用したもの。チクロは使用禁止)は糖度13度以上のものであること。「チクロを使用していない」「サツカリン使用」などの表示は一切行なわないこと。
- (C) ホールものはJAS合格品であること。
- ただし、次のものは除く
1. 学校給食協議会規格に合格した学校給食用のもの
 2. 1号缶又は2号缶に詰めた現行のSサイズより小粒の果粒(Sサイズ)

ズのもの)

3. JAS規格のないもので事前に書面で組合の承認を得たもの

(1) JAS規格のない次の形状のもの(以下「特殊みかん缶詰」という)の表示と缶マークは次の通りとする。

基 準	表 示	缶マーク				
(イ)ブロークンを詰めたもの	「ブロークン」	記号第4位 .				
(ロ)SSサイズのみを詰めたもの	「小 粒」	記号第4位 T				
(ハ)L.M.Sサイズの果粒の混合されて詰められたもの	「混合づめ」	記号第4位 X				
(ニ)「混合づめ」のものにブロークンの混入されたもの		追つて通知する				
(ホ)果粒の断片、細片類のみを詰めたもの	「バルブ」 「ジュース」	又は記号第4位 P				
(ヘ)外果皮を除去したもののみを詰めたもの	「丸みかん」	記号第1位 O 第2位 H				
(ト)果粒の分離が不完全でふた子状のもののみを詰めたもの	「ふた子」	記号第1位 O 第2位 H 記号第4位 O				
		<table border="1"> <tr> <td>全糖品</td> <td>O H Y</td> </tr> <tr> <td>合成甘味料添加品</td> <td>O H Z</td> </tr> </table>	全糖品	O H Y	合成甘味料添加品	O H Z
全糖品	O H Y					
合成甘味料添加品	O H Z					
		<table border="1"> <tr> <td>全糖品</td> <td>O H Y O</td> </tr> <tr> <td>合成甘味料添加品</td> <td>O H Z O</td> </tr> </table>	全糖品	O H Y O	合成甘味料添加品	O H Z O
全糖品	O H Y O					
合成甘味料添加品	O H Z O					

上記特殊みかん缶詰の表示は主要部分(ブランド等を示してある部分)に示さなければならない。

(2) 特殊みかん缶詰の甘味料の表示及び缶マーク

- (イ) 糖度 16 度以上のもの 全糖と表示できる
- (ロ) 合成甘味料添加のもの 合成甘味料添加と表示しなければならぬ
 (糖度 13 度以上とすること) ばならない
- (ハ) 糖度 13 度以上 16 度未満のもの 無表示 (全糖と表示できない)
 (以下「全糖無表示品」という)
- (ニ) 全糖無表示品の記号第 3 位は Y とする。

(3) 特殊みかん缶詰の内容量について

		内容總量	固型量
(イ)丸みかん	全糖品 (1号かん)	3.120g	1.750g
	合成甘味料添加品 (")	3.000g	1.750g
	全糖無表示品 (")	同上	同上

		内容總量	固型量
丸みかん (ロ)以外の特殊みかん缶詰	全糖品	全糖ホール品の J A S 規格に準ずる	全糖ホール品の J A S 規格に準ずる
	合成甘味料添加品	合成甘味料添加品の J A S 規格に準ずる	合成甘味料添加品の J A S 規格に準ずる
	全糖無表示品	同上	同上

(D) ブローケンについて

1. 4号缶には詰めないこと。
2. 合成甘味料添加品及び全糖無表示品は統一意匠の空缶を使用すること。
3. 次のものは統一意匠の空缶を使用しなくてもよい。

(1) 全糖品

(2) 学校給食又は業務用のものでかつ、2.3.5号の各缶型以外の缶に詰め
たもの

(3) 上記以外のブロークン品で事前に書面で組合の承認を得たもの

4. 日本缶詰検査協会の鑑定について

(1) 日本缶詰検査協会で鑑定を受けるブロークンの3缶は同一ブランドの
もので製造日の違つたものとする。

(2) 全糖品を含むすべてのブロークン品につき鑑定を受けること。

2. 併用印刷缶の全糖転用について

「合成甘味料添加」印刷缶を全糖製品に転用する場合

(1) 原則として、全糖レーベルを「合成甘味料添加」印刷缶の表示を抹消
しないで、流通過程で脱落することのないよう貼付して使用してよい。

(2) 事情止むを得ない場合に限り「合成甘味料添加」の文字の上に全糖お
よび内容量目を表示したステッカーを貼付すること。

3. 新年度の合成甘味料添加品の外函マーク

サツカリナトリウム使用の合成甘味料添加新製品と旧製品と区別するため
新製品の外函の見やすい場所に直径約5cm内外の(新)マークを押捺すること。
色は黒、赤、青など適宜でよい。

併用印刷缶の全糖品への転用について

全缶協は併用印刷缶の全糖品への転用については原則として全糖レーベルを貼
ることとし日缶協、製缶協に次の文書を提出し協力方を要請した。

社団法人 日本缶詰協会 殿

庶発第 180 号
昭和44年11月7日

全国缶詰問屋協会

拝啓 ますますご隆昌の段大慶に存じます。

さて、弊協会では11月5日付/6161号(別紙同封)をもつて弊協会々員にテクロ情報として1～5項にわたる通知を致しましたが、これは弊協会々員のみを対象として連絡したものでありますので、特に第4項の①および②については当面の作業上衆知徹底を図る必要があります、業界の同一姿勢が要請されると存じます。

つきましては貴協会においてお手数ながら再度の徹底方をご依頼申しあげたくお願い申しあげる次第であります。

敬 具

理 発 第 2 7 号

昭和44年11月10日

日本製缶協会

会長 高 崎 芳 郎 殿

全国缶詰問屋協会

会長 浅 井 二 郎

併用印刷缶の全糖品への転用についてお願いの件

拝啓 貴協会ますますご隆昌にて大慶に存じます。

さて、弊協会では併用印刷缶を全糖品に転用する場合製造、販売上の混乱を極力避けるため、レーペルを貼る方向で推進することになり11月

7日付書面により日本缶詰協会にこの主旨の徹底方を要請致しました。
つきましては貴協会におかれましてもこの方向でご協力賜わりたくお願い申
しあげます。

敬 具

「チクロ問題について」のチラシ24万枚配布

今回のチクロ使用禁止措置により食品業界は重大事態を迎えるに至つたが、特に販売部門に携つている全缶協会員店にとっては直接被害を蒙る立場にあり、当協会は関連官庁、団体等と連繫を図りつつ積極的行動を展開し、その損害を最少限に止めるよう努力してきた。

今回の措置は全く業界の実情を無視した措置であり、政府行政の欠陥であるといえる。またマスコミのセンセーショナルな報道はいたずらに消費者に食品に対する不信の念をかりたて、チクロに対する恐怖を煽つたのみであつた。

厚生省当局では11月10日よりチクロの全面的禁止を11月5日付官報で公表したが、清涼飲料水は45年1月31日まで、その他の食品は45年2月28日まで猶予期間を設けそれまでは販売してよいことになつており、その期間に極力チクロ製品の消化に努め、損害を出来得る限り軽微に止めるべくアメリカの実験結果の実態をとらえた「チクロ問題について」のチラシ24万枚を会員店を通じ配布し、小売店、得意先に対し猶予期間までの販売に協力するよう広く呼びかけた。

チラシ全文次の通り。

— 取扱業者各位へ —

チクロ問題について

○チクロを含んだ食品をたべるとすぐガンになるというような、不安感をお

持ちの方もいると思いますが、チクロ問題の内容は次のようなことでありますので、かん詰の販売をされる方々は、これらの事情を十分お含みの上お取り扱い下さるようお願いいたします。

- このたび、アメリカでチクロの使用を禁止することを決めましたが、それは、アボット社研究所で行なわれた動物実験の結果にもとづいて決定がなされたものです。この実験は、人間の成人に対するチクロの許容量（体重60キロとして1日3グラム）の20倍量、および50倍量のもをネズミに2年間にわたり毎日与えたところ、20倍量のものにはなんら異常をみとめなかつたのですが、50倍量のものについては、34匹中6匹にぼうこうガンが認められました。

このネズミに与えたチクロを、たとえば人間にあてはめてみますと、体重60キロとして毎日150グラムのチクロ（5号缶の果実かん詰にすれば、毎日750かん分のチクロ）を2年間もつづけて食べさせたこととなります。

- アメリカでは、人体に影響があるかないかわからなくても、動物実験でガンが発生することが認められたものは、ただちに使用を禁止するという法律がありますので、今回の禁止措置が採られたわけですが、ワシントン・フード・レポート（10月25日発行）によりますと、アメリカ保健教育衛生省のフィンチ長官は、チクロの使用禁止を発表したときの記者会見で「チクロの使用が人間にガンを発生させたという証拠は全くない」ことを強調し、したがって「チクロを含む食品を店頭からただちに取り除かねばならないほどの危険性はない」との見解を述べております。

- わが国においては、昭和31年以來13年の長い期間にわたりチクロの使用は許可されておりました。このたびの禁止措置に従つて、その後につくられたかん詰には一切使用しておりませんが、チクロを使つた

従来の製品については、来年2月末まで販売することが認められておりますので、念のため申し添えます。

昭和44年11月

全国缶詰問屋協会

(第2回)添加物対策協議会

日 時 昭和44年11月21日 10.30～12.00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
議 題 チクロ対策に関する件

※ 協議会の概要

アメリカの猶予期間延期の発表によりあらたな局面を迎えることとなつたが、同協議会では取りあえず「猶予期間の延長」の一本にしぼり、米、カナダと同様明年9月1日まで延期することにつき陳情することを決定した。

陳情書の提出は農林、厚生、大蔵、通産の各大臣、自民党総裁、幹事長、総務会長、政務調査会長に対し個別陳情するとともに各府県缶協においても地元有力国会議員に対し中央に呼応して働きかける。また全缶協としては農林、通産、厚生、の各大臣、経企庁長官に対し11月27日、全缶協会長名をもつて陳情することになつた。

食品加工団体打合せ

日 時 昭和44年11月21日 18.00～16.00
場 所 全国ビスケット会館
議 題 チクロ問題に関する件

※ 打合会の概要

全缶協はオブザーバーとして(株)逸見山陽堂橋田春男氏、(株)国分商店安田銀次郎氏、(株)明治屋高崎康二氏および北田専務理事が出席。

署名運動等について提言したところ全缶協にて署名陳情のホームを作成し、あらためて協議することになった。また流通段階において回収、返品等の混乱がおきているため、11月24日午前9時半に厚生省環境衛生局長に会い猶予期間内の厚生省指導につき善処方を訴えることとなり、なるべく多くの団体代表者が参加することになった。

全缶協は同協議会より会員加入を呼びかけられたので会長の承認を得て11月25日正式に加入した。なお、この打合会で全缶協で提言した内容は次の通り。

食品加工全国団体連絡協議会に対する提言

1. 全缶協は小売部門までチクロの真相PRのため別紙のようなビラ30万枚を配布している、当協議会の考え如何
2. 上記PR運動を展開する皮切として11/20NET12.00アフターヌーンショーにおいて、山形県缶詰協会7名、長野県缶詰協会4名、計11名の白ハチ巻で出演。桂小金治氏の司会でPRにつとめた、これに対する協議会の考え方如何
3. 医博杉靖三郎氏、テレビドクター石垣純二氏、11PMドクター木崎国嘉氏等による「チクロの真相をつく」と題するテレビ対談を企画する要ありと思うが、協議会の意向如何
4. 全缶協では全国の流通部門(小売店まで)の署名運動を起し自民党總裁、厚生大臣、農林大臣に提出して猶予期間延長運動を展開する必要ありと思うが、協議会は所属工場の工員の署名運動を起す考えありや
5. 日刊紙記者との会見を行いチクロの毒性に対するフィンチ長官の見解等を

伝へ協力を求める要ありと思うが、協議会の意見如何

6. 上記のPR運動展開のためには資金を必要とするが、協議会参加団体で資金調達の考えありや

食品加工全国団体連絡協議会参加団体名簿

全国清涼飲料工業会		
小池友蔵	文京区小石川2-4-17	(814)0666
全国冷菓アイスクリーム工業組合		
大坪清吉	千代田区外神田3-7-3	(251)5210
全国ヤクルト製造協同組合		
松岡尚己	中央区日本橋本町3-6 東硝ビル	(662)5471
全国乳酸菌協会		
阿曾村千春	新宿区花園町78	(354)4055
全国蒲鉾協同組合		
小谷権六	千代田区神田佐久間町3-7-3	(851)1171
全国銘産菓子協同組合		
中村民三	港区芝愛宕町1-3 第9森ビル	(432)1982
全国油菓工業協同組合		
福田左京	台東区入谷1-8-7 菓子会館	(874)4343
全国菓子工業組合連合会		
若原謙	港区赤坂青山南町6-143	(400)8901
全国ビスケット工業組合		
森永太平	港区新橋6-9-5	(433)6131

- 全国米菓工業組合
 中 出 稔 台東区入谷 1-8-7 菓子会館 (874)3737
- 全国煮豆工業協同組合
 岩 崎 猛 江東区深川牡丹町 3-30 佃食品棟内 (641)4102
- 全日本カレー工業協同組合
 小 泉 忠三郎 港区芝浜松町 3-5 (433)5025
- 全日本パン協同組合連合会
 松 浦 福三郎 新宿区花園町 4 6 (352)3341
- 全日本菓子工業協同組合連合会
 小 林 茂 義 港区新橋 6-9-5 ビスケット会館 (433)6131
- 全国トマト工業会
 川 口 仲三郎 中央区八重洲 5-5 松岡ビル (271)3051
- 全国マヨネーズ協会
 藪 田 昭 二 渋谷区渋谷 1-4-13 キュービー(株) (407)8181
- 日本ソース工業会
 大 町 茂 夫 千代田区飯田橋 3-3-3 生光ビル (262)4451
- 日本ハム・ソーセージ工業組合
 保 谷 千代松 渋谷区恵比寿東 1-5-6 (444)1211
- 日本アイスクリーム協同組合
 飲 田 吉兵衛 千代田区紀尾井町 3 乳業会館 (264)4131
- 日本佃煮工業協同組合
 内 田 喜十郎 荒川区西尾久 7-33-9 (893)1131

日本ジャム工業協同組合	千代田区丸の内 2-2 丸ビル 5 6 7	(898)4732
日本スूप協議会		
佐藤 富光	目黒区下目黒 2-12-1 萬有栄養	(492)4819
日本パン工業会		
梶谷 忠二	中央区日本橋兜町 2-4 製粉会館	(667)1976
日本マーガリン工業会		
古山 二郎	中央区日本橋浜町 3-30	(666)6159
日本粉末飲料協会		
野原 新太郎	港区新橋 6-9-5 ビスケット会館	(433)6131
全国缶詰問屋協会		
浅井 二郎	中央区日本橋通 3-8 八重洲通ビル	(273)9289
全国漬物協会		
金子 利定	中央区築地 4-7-7 共栄ビル	(541)7118
日本果汁協会		
三堀 参郎	中央区日本橋通 1 第 2 中央ビル	(271)1177
全国牛乳協会		
大野 勇	千代田区紀尾井町 3 乳業会館	(264)4131
全国醬油工業協同組合連合会		
田中 忠信	中央区日本橋小網町 3-9	(666)3286
日本乳製品協会		
	千代田区紀尾井町 3 乳業会館	(264)4131

全国するめ加工業協同組合

名 取 光 男 台 東 区 柳 橋 1 - 3 - 1 1

(851)1593

猶 予 期 間 延 長 を 陳 情

全缶協浅井会長、中山副会長、北田専務理事は、11月27日チクロ製品の販売猶予期間をアメリカ、カナダ並みに45年9月1日まで延長するよう政府に対し強力な陳情を行なった。この日午前11時浅井会長は斎藤厚生大臣と会い、約15分間にわたり業界の実状を訴えたとともに、加工、販売あげて全国的な大署名運動を展開する旨を伝えたが、農林、通産の両大臣、経済企画庁長官には担当秘書官を通じて陳情書を提出した。

陳情書全文は次の通り。

理 発 第 29 号

昭和44年11月17日

厚 生 大 臣	齋 藤 昇 殿
通 商 産 業 大 臣	大 平 正 芳 殿
農 林 大 臣	長 谷 川 四 郎 殿
経 済 企 画 庁 長 官	菅 野 和 太 郎 殿

全 国 缶 詰 問 屋 協 会

会 長 浅 井 二 郎

チクロ使用禁止に伴う陳情書

日ごろより缶詰業界の育成強化に対し、格別のご指導ご援助を賜わり厚く御礼申し上げます。

このたび昭和44年11月5日付食品衛生法施行規則及び食品添加物等の規格基準の一部改正により、サイクラミン酸カルシウムおよびサイクラミン酸ナトリウム（以下チクロという）の使用が昭和44年11月10日から禁止され、現に存する缶詰については、昭和45年2月28日までの流通猶予期間が認められました。同時にこれらの措置に伴う運用上の注意として、国民保健衛生上の観点から流通猶予期間内であつても回収等の措置が講ぜられることが望ましいとされ、各都道府県では製造業者及び販売店に対しチクロを含む製品を回収するよう指導されているむきもあります。缶詰食品は、申すまでもなく季節生産品であつて、保存性も高く長期にわたつて販売される商品であり、しかも現在は需要期（3～8月）を前に年間の消費量をストックする時期にも当つております。缶詰業界としては米国での発表と同時に、チクロの使用を中止致しましたが、何分にもすでに製造も大部分完了しており、したがつて莫大な在庫商品（約400億円）を抱えておりますので、このたびのような突然の禁止措置と、わずか4ヶ月程度の流通猶予期間では現に存する製品を消化することは到底不可能で、業界の蒙むる損失は巨額にのぼるものと推定されます。

現状のまま推移すれば缶詰製造業者並びに缶詰販売業者の相つぐ倒産が予想され、関連業界をも含めて混乱状態に陥ることが大いに懸念されます。つきましては、事情ご賢察の上、早急に次の措置をとられるよう缶詰業界全員の總意をもつてお願いし、ここに陳情いたします。

記

缶詰食品の流通猶予期間をアメリカ、カナダ同様昭和45年9月1日まで

延長願いたい。

以 上

西部政策調査部会

- 日 時 昭和44年11月25日 14.00～17.00時
- 場 所 大阪市東区瓦町5～39 (株祭原前)
大阪化学繊維会館 TEL 231-2871番
- 議 題 1. チクロ使用禁止措置に関する経過報告について
2. チクロ使用禁止措置に関する対策について
3. その他

※ 部会討議の概要

この部会は、今回のチクロ使用禁止措置により、缶詰業界は曾つてない大波乱を呼び、特に流通部門に携わっている全缶協メンバーの蒙むる被害は甚大であり全缶協は死力を尽して積極的な活動を日ごと展開してきたが、こうした中央の動きを京阪神地区の全会員に報告するとともに関西地区会員から直接意見を聞く意味において緊急に開催となつたもの。この部会には在京阪神地区の会員、支店、支社から約100名が出席し真剣な討議が行なわれた。なお浅井会長、中山副会長、北田専務理事および橘田春男、広田正、安田銀次郎、高崎康二の各氏は11月21日北洋商事株応接室で緊急打合せを行ない、チクロ販売禁止措置に伴う猶予期間の米国、カナダ並み延期運動につき小売店までの段階を対象に30万名の署名をとり、内閣総理大臣に強力な陳情運動を展開することを話し合い、食品加工全国団体連絡協議会、日缶協に対しても署名運動を呼びかけることになつたが、この西部政策調査部会でその意向を伝えたところ是非強力に推進してもらいたいとの出席者全員からの要望があり、早急に東部、中部

地区の全会員ならびに関係食品卸業者の会合を持ち協力を要請するとともに署名運動を展開することになった。

缶詰卸業者への金融特別措置で陳情

全缶協浅井会長、中山副会長、北田専務理事の3名は、11月12日開催の理事会決定により11月21日通商産業省通商局局長原田明、通商産業省通商局次長楠岡豪、中小企業庁長官吉光久、農林省農林経済局局长小暮光美、農林省農林経済局企業流通部長大河原太一郎の各氏に今回のチクロ禁止措置に伴う流通部門への金融特別措置につきそれぞれ次の通りの陳情を行なった。

理 発 第 28 号

昭和44年11月21日

チクロの使用禁止措置に伴う缶詰卸業者への特別措置お願いの件

拝啓 時下の候ますますご隆昌にて大慶に存じます。

毎々当業界に対しご懇切なるご指導を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、昭和44年11月5日付厚生省令第32号並びに厚生省告示第358号をもつて食品衛生法施行規則および食品添加の規格基準の一部が改正され、チクロの使用禁止措置が定められました。今回のチクロの使用禁止は予告なしの措置であつたために食品業界はその存立さえ危ぶまれる重大事態を迎えることとなりました。特に缶詰業界にあつては今回の措置によつて蒙る損害は缶詰そのものの特殊性から最も甚大な損害を強いられております。なかんずく缶詰の流通部門にありましては今回の措置により業界最大の犠牲者となることは明らかであり、おりから年末を控え、つなぎ資

金に苦慮しなければならぬ状況にあります。

流通部門におきましては猶予期間内までに極力チクロ製品の消化を図り、出来得る限りその損害を軽微に喰い止めるよう努力しておりますが、禁止措置以後日を追うごとに深刻の度を強め、明年2月の時点においては市場での大混乱が予想されております。

弊協会は昭和41年11月25日、全国有力な缶詰の卸問屋が結集して創立し、現在237社の会員を擁しておりますが、全国に出回っている缶詰の大半弊協会傘下の会員店の窓口を経て流通していると見て過言でなく、従つて昭和45年2月28日の猶予期間の終了日が接近するとともにチクロ使用の缶詰製品は小売店から第2次卸店へ、第2次卸店からは第1次卸店（弊協会員）への返品あるいはダンピングのシワ寄せがおこり、さらに猶予期間終了時点における残缶はことごとく回収しなければならない大作業が残されており、メーカーブランド、問屋手印ブランドを問わず、弊協会傘下の会員店に返つてくることとなります。

当然第1次卸店において経済的動揺を来たすことは明らかであり、流通部門の動揺はただちにメーカーに波及し経済恐怖を招きかねない様相さえ想定されます。ついては日本産業発展のため業界に適切な指導を賜わつてゐる貴台におかれては、チクロ使用禁止措置に伴う流通部門に対する金融の特別措置をご配慮賜わりたく、まだ経験したことのない今回の緊急事態を業界全体が無事のりこえることができるよう特別のご措置をお願い申し上げる次第であります。

敬 具

全缶協、猶予期間延長の大署名運動展開

チクロ製品販売猶予期間をアメリカ、カナダ並みに45年9月1日まで延長す

るよう協力を政府に要請するとともに、全缶協はさらにこれが完全実現化を図るための全国的大署名運動を展開すべく日本缶詰協会および加工食品全国団体連絡協議会に提案するとともに全缶協自体、独自の立場で小売店を含めた全国流通段階、30万店を対象とした署名運動を実施することになった。

〔署名簿配布要領〕

1. 署名対象

缶詰の卸店から小売店までを対象とした全国の販売業者（従業員を含む）
30万人の署名を得る。

2. 署名簿回収期限

昭和44年12月15日まで全缶協事務局宛必着のこと。

3. 総冊数

食料統計による全国小売店数の2分の1に相当する250,000店と卸店
50,000店を対象に按分。

1,500冊（1冊200名） 計300,000名分

4. 署名方法

全缶協会員店、在支店会員、会員外卸店にも協力を求め小売店までの販売店各位より1人でも多くの署名を取る。

なお出来る限り重複署名を避けるためブロック担当を定める。

5. 署名代表者

署名代表者はトップ署名した人が署名代表者となり、陳情書の「署名代表者欄」に署名捺印する。

なお陳情書の全文は次の通り。

陳 情 書

去る10月18日、米国におけるチクロ使用禁止措置が発表されるや新聞テレビおよびラジオ等のマスコミは連日チクロに関する記事をセンセーショナルに取りあげ、消費者大衆にいたずらに加工食品への不安と不信感をかきたてたが、かかる混迷のなかに厚生省は予告期間も設けず、米国資料を尊重したうえ、11月5日付で食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生32）を発し、11月10日より使用禁止を行ない、販売については、清涼飲料水は昭和45年1月31日まで、その他の食品については昭和45年2月28日までを猶予期間として禁止する措置を取つた。この突然の使用販売禁止によつて莫大なる損害を蒙る加工食品関係業者は年末を前に呆然自失の姿であり、なかんずく缶詰業界にあつては缶詰のもつ特殊性からその被害は極めて大きく、市場の混乱と経済的動搖は日を追うごとに深刻化し、業界存亡の時を迎えるに至つた。

このような事態にある時、米国では去る11月14日チクロの人体に及ぼす影響を再検討の結果現存する商品についての措置の緊急性についてカナダ並みに昭和45年9月1日まで猶予期間を延長することを決定し、さらに11月20日（木曜日）保健教育衛生省フィンチ長官は、チクロ含有食品類については、問題の検討を委任した諮問委員会の勧告を容れ、チクロ含有食品が市場に存続することを許可する旨決定した。これは誠に政治的に賢明なる処置であつたといえる。

政府は1日も早く消費者大衆の不安を一掃すると同時に、経済的混乱を防止し、食品産業の健全育成のためすくなくともカナダ、アメリカ並みに猶予期間の延期措置を緊急に講ぜられるよう缶詰、加工食品ならびに原材料関係業者あけてここに署名し陳情する。

昭和44年 月 日

署名代表者



内閣総理大臣
佐藤 栄作 殿

新年名刺交換会打合せ

日 時 昭和44年11月17日 13.00～15.00時
場 所 日本缶詰協会 会議室
内 容 45年缶詰業界新年名刺交換会の打合せ

主催団体により打合せの結果次の通り決定した。

45年缶詰業界新年名刺交換会

日 時 昭和45年1月5日(月) 13.00～14.00時
場 所 東京都千代田区丸の内1の1 パレスホテル
式次第 受付開始(開宴) 13.00時
 新年賀詞 13.30時
 閉 会 14.00時
会 費 1名 2,500円

日本チェーンストア協会のチクロ対策

日本チェーンストア協会(会長中内功氏会員80社1,500店)では同協会の事務局通達第8便にて45年2月28日までに極力「売りつくす」よう傘下会員に対し徹底化を図っており全く全缶協と同一姿勢の呼びかけをしてい

る。通達内容は次の通り。

写

昭和44年11月6日

各 会 員 殿

日本チェーンストア協会

事務局長 青 戸 泰 賢

「チクロ」に関する厚生省令について

さきにお通知いたしましたとおり、昨11月5日付「チクロ」使用禁止に関する厚生省令が公布されたのでとりあえずお知らせ致します。

なお、10月30日付第2便によりお知らせしましたとおり、厚生省では猶予期間内にての回収の促進を要請しながらも「その期間内にての販売は禁止しない」こととしておりますので御、メーカー側に与える影響や打撃のほども篤とご勘案の上、業界の混乱を誘発するおそれある仕入商品は極力「売りつくす」ようのご配慮と、ご努力とをお願い致したく存じます。

以 上

釘 沢 一 郎 弁 護 士 と の 打 合

昭和44年11月14日、午後3時半、全缶協理事会決定にもとづき浅井会長は釘沢一郎顧問弁護士を呼び政府訴訟の第1回打合せを行ない、損害賠償についての準備を進め、同弁護士より後日意見書が提出される段取りとなつた。

全日本司廚士協会（関東地区本部）討論会

- 日 時 昭和44年11月24日 13.30～18.00時
- 場 所 司廚士会館 4階会議室
- 議 題
1. 内容表示の仕方は現状でよいか
 2. 国産品と輸入品の違い
 3. 缶詰食品の加工度について
 4. 缶詰の味付けについて
 5. 缶のサイズ形状について
 6. 缶詰の衛生面、在庫上、開缶後の問題について
 7. 缶詰となまものとのコストの比較
 8. その他

〔出席〕

- （司廚士関係） 斎藤文次郎（全日本司廚士協会總本部長）長橋猛
（同事務局長）佐藤良造（同、研究部顧問）高石鐵之助（同、関東地区
本部長）杉本保正（同、同幹事長）その他関東地区東部13地区缶
詰研究班25名
- （製缶関係） 阿江伸三（日本製缶協会専務理事）、小笠原勇八（大和製
缶株）、長谷川（東洋製缶株）
- （製造関係） 隅野勇（日本缶詰協会専務理事）、昆順道（大洋漁業株）
預良文（日本冷蔵株）、横尾正登記（日本缶詰株）、大槻和博（青旗缶
詰株）、吉田信一（関東缶詰食品株）、山口忠美（カゴメ株）、浜田一
朗（明治製菓株）、村井武夫、納富則夫（缶詰キャンペーン委員会事務
局）
- （販売関係） 北田久雄（全国缶詰問屋協会専務理事）、橋田春男（株逸
見山陽堂）、萩原弥重（株矢口屋商会）、高崎康二（株明治屋）

※ 討論会の概要

缶詰キャンペーン委員会は全日本司樹士協会とタイアップし同協会の関東地区本部会員を対象に11月4～15日(11日間)業務用缶詰の使用状況ならびに使用上の問題点等につきアンケート形式により調査を行ない、その結果をもとに缶詰関係者を交えた討論会開催となつたもので議題に従い活発な討論がなされた。

業務用缶詰に関するアンケート結果

司樹士協会集計によるアンケートの概要は次の通りである。

○ アンケート用紙配布数 60回収数 36回収率 60%

[アンケート主な質問に対する回答率]

表示と中味の違いはないか 回答 25

- (A) ない 20(56%)
ある 5(14%)

国産品と輸入品の品質の違い 回答 32

- (A) 国産品 よい 13(36%)
わるい 2(6%)
外国品 よい 13(36%)
わるい 4(11%)

缶詰食品の加工度について 回答 32

- (A) 現状でよい 16(44%)
改良せよ 16(44%)

味付について 回答 29

- (A) 現状でよい 10(28%)
改良せよ 19(53%)

缶のサイズ、形状について 回答 35

- (A) 現状でよい 25 (69%)
大型化しろ 10 (28%)

内容物、缶の素材の衛生的心配 回答 34

- (A) 心配ない 11 (31%)
不安がある 23 (68%)

なまものとのコストの比較 回答 23

- (A) 缶詰の方が安い 13 (36%)
" 高い 10 (28%)

国際品と輸入品のコストの比較 回答 17

- (A) 国産品が有利 11 (31%)
外国品 " 6 (17%)

缶詰キャンペーンのスケジュール

<テレビ・スポット>

歳暮時期のテレビ・15秒スポット(カラー)放映は11月20日から
12月20日まで東京、名古屋、大阪の各局で実施される。

(㊦)=フジテレビ (㊧)=TBS (㊨)=YTV (読売テレビ) (㊩)ABC
(朝日放送)、(㊪)=NBN(名古屋放送)、(㊫)=THK(東海テレビ)

月 日 地域	26 (水)	27 (木)	28 (金)	29 (土)	30 (日)	12/1 (月)	2 (火)	3 (水)	4 (木)	5 (金)
東 京 地 区	⊙ 955	⊙ 955 ⊙ 12.00 ⊙ 16.00 ⊙ 16.56	① 12.45 ① 13.30 ⊙ 955 ⊙ 14.50 ⊙ 21.00	① 23.30 ① 1.07 ⊙ 13.00 ⊙ 15.30	① 17.30 ① 19.00 ⊙ 8.00 ⊙ 10.30 ⊙ 14.25 ⊙ 15.00	① 0.30 ? 1.55 ⊙ 9.55 ⊙ 15.00 ⊙ 22.56	⊙ 9.55 ⊙ 19.30 ⊙ 19.30 ⊙ 9.55 ⊙ 15.00	① 19.30 ⊙ 9.55 ⊙ 15.00	⊙ 9.55 ⊙ 19.30	① 20.00 ① 0.05 ? 1.35 ⊙ 9.55
大 阪 地 区	⊖ 16.00	⊖ 21.30 ⊖ 16.00	⊖ 15.00		⊖ 17.50	⊖ 17.00 ⊖ 18.00 ? 18.30 ⊖ 15.00 ⊖ 16.00	⊖ 17.00 ⊖ 19.00 ⊖ 15.00 ⊖ 16.00	⊖ 17.00 ⊖ 18.00 ? 18.30 ⊖ 8.30 ? 9.55 ⊖ 15.00 ⊖ 16.00	⊖ 14.00 ⊖ 17.00 ⊖ 15.00 ⊖ 16.00	⊖ 17.00 ⊖ 18.00 ? 18.30 ⊖ 8.30 ? 9.55 ⊖ 15.00 ⊖ 16.00
名 古 屋 地 区		⊖ 14.30	⊖ 19.00 ⊖ 22.00 ⊖ 14.30 ⊖ 16.00	⊖ 22.30 ⊖ 7.15 ⊖ 7.45 ⊖ 9.00 ⊖ 16.00	⊖ 22.30 ⊖ 8.00 ⊖ 11.45 ⊖ 20.56	⊖ 8.30 ⊖ 22.30 ⊖ 7.15	⊖ 8.30 ⊖ 14.30 ⊖ 16.45 ? 17.15 ⊖ 0.03	⊖ 8.30 ⊖ 7.15	⊖ 8.30 ⊖ 14.55 ⊖ 0.03	⊖ 8.30 ⊖ 7.15 ⊖ 22.26

東京地区はフジテレビ(11/20~12/20)72回、TBS(11/20~12/20)70回、大阪地区はYTV(11/23~12/20)59回、ABC(11/20~12/20)80回、名古屋地区はNBN(11/28~12/21)59回、THK(11/20~12/20)

87回、計427回、いずれも新作の歳暮用・コマーシャル・フィルム(15秒・カラー)で放映された。

<テレビ番組提供>

KTV(関西テレビ)ほか4局ネット(東京・フジテレビ・名古屋・THK、福岡・TNC、北九州・TNC)で15分番組「チータ思い出の歌」が10月5日以降の毎日曜日午後2.30~2.45に放映実施中であるが、11/26 11/2は野球日本シリーズ実況中継のため流れて明年1月に繰越されることになった。現在までに放映実施されたのは10/5 10/12 11/19 11/9 11/6の5回で、これに使用された企業紹介の60秒フィルムは第1回(10/5)かに缶詰、第2回(10/12)フルーツ缶詰、第3回(10/19)まぐろ缶詰、第4回(11/9)食肉缶詰、第5回(11/16)製缶の5本であり、第6回(11/23)は、さけ缶詰のフィルムが公開された。

<フルーツショー>

向ヶ丘遊園に缶詰館を設営して9月13日以降、缶詰パネル・現場展示ならびに期間中の土曜、日曜、祭日、24日間に缶詰巻縮実演、フルーツ缶詰料理無料試食会を実施してフルーツショーの人気を独占し缶詰PRの効果を収めたが、11月16日に閉会した。最終日は好天に恵まれ、子供連れの人達が園内にあふれ特に盛況を呈した。なお、展示された1,000個の果実缶詰は、缶詰館と棟続きにある大ホールに飾られた生のフルーツ類と共に同日午後4時から入園者に配られ、さらに人気を高めた。

また、2カ月余にわたり使用された缶詰館の建設は、遊園側との話し合いによりそのまま保存され、今後機会あれば活用することになった。

<朝日女性教室>

昭和44年11月

日	曜日	会 場	(1:00~2:00)	(2:00~3:00)
14	金	流山市 江戸川台東2 江戸川台東青年館	上手な買物のこつ 高木みち子 (評論家)	あたたかいたべもの 納富則夫 (日本缶詰協会講師)
18	火	清水市本丸町9 清水市江尻小学校	家事のさばき方 上坂冬子 (評論家)	同 上
19	水	藤枝市岡出山1丁目 11の6 藤枝市民会館 小ホール	上手な医者のかかり 方 水野 肇 (医事評論家)	同 上
20	木	蕪崎市蕪崎町386-1 蕪崎市民会館	台所から生れた詩 高田敏子 (詩人)	同 上
21	金	山梨県西八代郡 市川大門町5 郡農協ホール	消費者は王様か 十返千鶴子 (評論家)	同 上

昭和44年12月

日	曜日	会 場	(1:00~2:00)	(2:00~3:00)
16	火	足利市百頭町 足利南農協会館 ホ ー ル	寒いときの主婦の健康 近藤宏二 (医学評論家)	かわつたお正月料理 納富則夫 (日本缶詰協会講師)
17	水	宇都宮市埴田 栃木会館 7階会議室	1:30より 話し合う家族 奈良林 祥 (医学評論家)	同 上
18	木	下館市稻荷 下館商工会館	健康美をつくらう 池田敬子 (体操家)	同 上
19	金	笠間市石井町 笠間市役所会議室	台所の詩(うた) 高田敏子 (詩人)	同 上
18	土	埼玉県北埼玉郡 大利根村 東小学校	主婦の役わり 堀 秀彦 (評論家)	同 上

【みかん缶詰今後の見通し】

浅井会長 3地区で講演

〔農村加工特産品の生産、販売に関する講習会〕

日時 昭和44年10月24日 AM 9.30より
場所 別府市鎌ヶ浜 ホテル北泉
主催 九州農政局 大分県
後援 九州、山口地区輸出みかん缶詰原料取引改善協議会
出席者 各県みかん生産、加工関係担当者、各県みかん生産者、団体関係者、
各県みかん加工業者

(講演)

- ① 九州みかんの現状とその見通しについて
九州農政局農政部長 高崎 謙三氏
- ② 缶詰製造工場の現状とその近代化について
農林省企業流通部企業振興課 課長補佐 難波 靖尚氏
- ③ みかん加工需給の現状とその見通し
全国缶詰問屋協会々長 浅井 二郎氏

〔44年度みかん缶詰技術研究会〕

日時 昭和44年11月7日 AM 10.00より
場所 川西市南花屋敷4-23-2
東洋食品工業短期大学
主催 日本蜜柑缶詰工業組合

(講演)

① 輸向向けみかん缶詰の現況と見通し

日本缶詰輸出組合 専務理事 石井 仁一郎 氏

② みかん缶詰の志向すべき途

全国缶詰問屋協会 会長 浅井 二郎 氏

〔静岡缶詰協会 内地部会〕

日 時 昭和44年11月8日 13.30～15.30時

場 所 静岡缶詰協会 会議室

主 催 静岡缶詰協会

講 演 「フルーツ缶詰の今後の見通し」

全国缶詰問屋協会 会長 浅井 二郎 氏

☆ ☆ ☆

全缶協会長浅井二郎氏は九州農政局、日本蜜柑缶詰工業組合、静岡缶詰協会からの求めに応じ、おりから製造期を迎えたみかん缶詰について原料から流通に至るまでの明確な現状分析をもとに、今後みかん缶詰が志向しなければならない途について、大分、大阪、静岡の3地区で大要次のような講演を行なった。

会 長 講 演 要 旨

『みかん缶詰は、原料問題を含め一つの転機を迎えているといつてよく、私はこゝで原料から販売までの全体を展望しながら今後の見通しについて語りたいと思う。さて、まず本年度のみかん缶詰はどういう新しいスタートをしなければならぬであろうか。おりからテクロ使用禁止措置による食品業界にとつての重要問題にもふれ、お話し申しあげたい。』

私は本年初頭、パレスホテルにおける缶詰業界名刺交換会の席上で、全缶協としてまず打ち出したことは、生販両者ともに適正なマージンが得られる価格形成を図るべきであり、全缶協もこの問題について真正面からぶつ かつて努力してゆきたいと挨拶したが、これは今年のはじめから始まったことではなく、私自身、10数年前からこのことを唱え續けて来た。

32年の下関での第6回缶詰大会においてブリキの価格をトン当たり5,000円値下げすれば当時国内缶詰で6万トン位消化されていたので3億円の金額が浮くことになり、これを宣伝費に当てるべきだと主張したことがあつたが、当時は需要より生産の方がたえず上回つていたときであり、特に宣伝の必要性が要請され、製造されたものを利益の得られる商品にするためには生産より需要を如何に上回らせるかの問題以外にはない。それには宣伝を強力に進めるか、逆に生産をセーブするかいずれかの方法によることになるが、果してどちらが効果があるかといえは宣伝の推進であると考えられ、生産制限することは困難である。そういう観点から常に私は宣伝面で消費開発を行なうべきだと訴えてきた。幸いに昨年より缶詰の共同宣伝が実現し、3年間、製鉄4社ならびに製缶協会から1億3,000万円の拠出により、宣伝活動が実施され、消費開発に積極的力が注がれるようになった。

また国内缶詰の宣伝ばかりでなく、沖繩パイン缶詰の実情も数年前までは100円で輸入したものが、95円で売られる状況であつたが、42年に全国パインアップル缶詰内販会を私が結成してからは正常化し、現状はまことに順調な動きを見ており、輸入商社もわれわれ問屋業者も適正口銭が得られるようになった。しかしノド元すぎれば熱さを忘れるのととえて、ことしのフルーツ缶詰はすべて原料高に見舞われ、その原因の一端は問屋が買いあさつたためとの見方もあるだろうが、チェリー、桃、洋梨など非常に高値で推移した。幸いにマーケットは順調で、今回のクロ 使用禁止措置問題がおさるまでは、むしろ調子がよすぎる位の消化を見た。

沖縄パインアップル缶詰を例に取つて申しあげると、例年沖縄パインは7月なかばからはじまり、2月まで生産が続き、この間夏もの出荷は9月に行なわれるが、その出荷時期に相場下向きとなるのが通例であつた。しかし43年度は7月に新物50万函を輸入しその後市況の安定化を見てさらに年内追加として30万函を輸入し、合計80万函でおさえ、調整したことにより、安定化を図つた。また本年は先月30日にパイン内販会は第1次に引きつゞき年内追加30万函を輸入し、ことしは合計120万函を引き取ることになつた。そして市場は強気のうちに推移している。ことしはこうしてすべてのフルーツ缶詰の荷動きが順調だつた訳であるが、そこに突然チクロ問題がもちあがつた。ヒネものみかんは1次問屋段階では殆んど消化しているが、今後店頭に出回つているものがどうなるかが心配である。最も打撃をうけるのは製造が終つて間もないもの。洋梨ではないかと思う。特にも缶詰については憂慮すべき状態にある。

年明け不需要期にどんな動きが出るかが気がかりである。こういうチクロ禁止問題さえ惹起しなれば、そのも缶も全くよい環境のもとにおかれていた。むしろよすぎる位の状況下にあつたと言つた方が適切かも知れない。従つて問屋としてはこの好調な動きの反動をおそれ、慎重な構えで対処していた。

しかし3年前から見れば取引面は正常化してきたといえる。

こうした空気のもと、しかもチクロ問題のたゞ中であつてみかんはまだ生産にかゝつていなかつた訳だが、私はしかし今回のチクロ問題がおきなくても、みかん缶詰はこの辺で基本的な考え方に立つべきであり、国内向、輸出向けを問わず関係業者は基本的な考え方で原料と取り纏むべき時だと思つている。

今日のみかん対策については私はメーカー、問屋、あるいは貿易商社だけのサイドで考えるのではなく、根本的な立場で原料対策を確立すべきであり、みかんはその意味において重大な岐路に立たされていると観察している。

みかん自体の生産は昭和35年以降本格的となつた日本経済の高度成長に伴ない柑橘産業もよく時の流れをとらえ生産上昇化を進めてきたが、しかし急激な

生産の伸びを示している反面、栽培技術の革新が伴わず、コスト高の傾向にある。一体みかんの生産と加工とはどういう状況にあるかを申しあげると、缶詰やジュース等の加工原料用のパーセントはみかんの生産伸び率に追付いてゆけない実情である。一方農林省は国民生活の向上により果実の需要は大巾に増えるという見方に立つて 89年から 51年を計画目標の最終点として果樹振興に鋭意力を注ぎ、その中でもみかんは最高収益の得られる果実であるとの観点から特に力を入れてきた。農林省の果樹農業振興基本方針によれば昭和51年度の全果実生産高は7,685,300トンに達し、また米作転換による果実生産はこの目標を著しく上回る生産となることも予想されている。さらに輸入果実はどうかという、バナナ、パイナップル、レモンのほか昭和46年より米国のフロリダ州で生産されるグレープフルーツと台湾の冷凍パイナップルの自由化が行なわれる状況にある。みかんもそういう観点から来るべき自由化の波に備え対処してゆかないと数年後には再び転落の憂き目を見なければならぬ事態となり、いくら働いても啄木の「じつと手を見る」という苦境に追い込まれることになる。そこで私はこゝに一つの目標をかゝげ缶詰産業をより健全なものにする必要があり、缶詰業者は立ちあがらなければならない時を迎えている。

こゝに過去におけるみかんの生産と加工の経過、また43年に至るまでの状況を知るためにA、B、Cの表を用意した。

㊦ みかん生産高と加工比率

年次	生産高	指数	缶詰原料	指数	その他原料	加工原料合計	指数	缶詰比率	加工原料全体比率
昭和32	646200 [†]	100	90,698 [†]	100	16497 [†]	107195 [†]	100	141%	16.7%
39	1,229,000	190	175,800	194	46,360	222,160	206	14.3	18.0
48	2,332,000	365	222,300	245	46,300	268,600	251	9.4	11.4
51	3,640,000	566	480,847	475	67,153	498,000	465	11.8	13.6

輸出と国内消費の伸び率

年次	輸 出 向	指数	国 内 向	指数	全製造函数	指数
昭和32	297万函	100	120万函	100	417万函	100
39	452	152	344	287	796	191
43	469	158	670	558	1,139	273
51	1,000	337	1,000	833	2,000	480

⑤

西独市場におけるみかん缶詰と他国フルーツ缶詰との価格差

日本蜜柑缶詰販売株式会社
原田逸男氏の海外市場調査報告書による

日本のみかん缶詰1オンス当りを100%

台 湾 み かん	80	オ ラ ン ダ の 梨	67
バ イ ン	70	桜 桃	47
伊 丹 利 の 桃	63	林 檜	25
洋 梨	62	チ エ コ い ち ご	76
オーストリアの桃	97	ブルガリアいちご	59
南 阿 の 桃	45	ス ペ イ ン の 桃	73
中 共 の 桃	60	あ ん ず	51
" みかん	86		

日本品は30%~40%高値である。

◎

みかん生産者手取価格の推移

年次	生食手取価格	加工原料手取価格	平均手当価格
昭和32	39円20	30円(16.7%)	37円66
35	43円40	37円(22.5%)	41円95
38	64円50	55円(18.3%)	62円75
40	65円25	54円(16.6%)	63円37
41	57円00	43円(16.4%)	54円70
42	64円50	38円(16.6%)	60円09
43	45円50	30円(11.4%)	43円78
44	55円00	30円(15.2%)	51円20

44年度加工原料比率

輸出缶詰 22キロ	123,000 ^t	みかん生産高	2,000,000 ^t
国内缶詰(併用) 20キロ	24,000	加工原料用	303,400(15.2%)
(全糖) 22キロ	105,600	生食用	1,696,600(84.8%)
その他加工原料	50,800		
	303,400 ^t		

この表によつて判る通りみかんが高収益を得はじめたのは昭和35年から42年にかけてであり、いわゆる農家はこたえられない生産を續けてきた訳である。A表は昭和32年を起点として基準年次は39年、43年、51年を取つて見た。農林省は51年において加工面はどれだけの原料を使用してくれるか大きな期待をかけた計画をたてているが、しかし、この表の如くにその量を国内でこなしてゆけるかどうか問題であると思う。この表は32年の生産高646,200トンをもととして、39年は1,229,000トンで32年に比し生産は1.9倍、

43年は2,352,000トンで3.65倍、51年は3,646,000トンの生産予想であり、32年に比し5.66倍に達する見方である。

次にどんな割合いで缶詰原料をこなしてきたか。32年の缶詰原料90,698トンを100とすれば39年は175,800トンで1.94倍、43年222,300トン、2.45倍、51年においては430,847トンで4.75倍ということになっている。これから見てもお判りのごとく、みかんの生産の伸びに缶詰原料はついてゆけない状況にあるといつてよい。

生食需要も増えることだろうが、しかし生食の価格維持の面でも相当圧迫を受けるのではないかと考えられる。みかん缶詰以外にはジャムとジュースなどがあるがこの加工度は全体の2%程度であり、39年45,360トン、43年46,300トン、51年は67,158トンを想定している。

こうして見てくると加工原料の主体は何かといえば申すまでもなく缶詰原料に頼るより外なく、いかに缶詰原料が重要な地位を占めているかが判る。しかしみかん生産と缶詰原料の消費比率は32年14.1%、39年14.3%、43年9.4%、51年11.8%で極めて低く、こんなに低率であると私は生食の価格維持もできなくなると見ている。そして結局柑橘産業は衰退の方向に進まざるを得なくなるのではなかろうかと懸念するものであり、こゝで缶詰は内地向け輸出向けを問わず団結して根本的対策を講ずべき時が来ていると言いたい。このまゝ計画性もなく、なりゆきで従前通りの姿勢で進め原料対策等についてもいままでの通りに推移すれば缶詰業者ばかりでなく生産者に取つても儲からない農業に数年にして落ちることを予想するものである。

日本の柑橘農業を健全にするためには加工依存度を高めてゆかなければならないし、その意味において缶詰産業の伸びる時期が到来して来たと言ひ私は観察している。

A表の中で輸出と国内消費の伸び率を示して見たが、51年における缶詰原料の消化を48万トンと農林省は当てにしているが、果して内地、輸出向けでそ

それだけの量をこなすことが出来るかどうか。82年の輸出向け缶詰は297万函でこれを100とすると、89年は1.52倍、昨年は469万函で、1.58倍、51年は1,000万函、3.87倍を予想している。また国内向けはどうか。82年は120万函に対し、89年は344万函で2.87倍、昨年は670万函、5.58倍になつている。

こうして国内向けは大きく増加してきたが、国内は利益にならないといわれている反面、消費拡大に努力し、生産量を増加させることには大いに効果をもたらせた。

51年における缶詰原料予想は43万トンといわれるが、これを缶詰に換算すると2,000万函となる。従つて仮りに輸出、国内地向を等分の1,000万函づつと見て果して、輸出向けに1,000万函売れるかどうか。また国内が1,000万函消費できるかどうか。いままでは国内向けは併用もので全糖より5割も安く出したが、今後全糖ものだけとして1,000万函も売ることが出来るかどうか。もしそれだけのものが消化できなくなると農林省の見方も誤りとなる。輸出向けに宣伝費の補助が出されているかどうかは知らないが、国内向けには全く空缶リベートとか宣伝費の助成はなく、厳しい状況におかれている。

私はこのほど輸出業者に今後輸出みかん缶詰が1,000万函達成可能かについて意見を求めたが、悲観的な声が多く、輸出面は相当に困難が予想されるとの声が聞かれた。機械産業等はどんどん輸出され、外貨を増しつつある中であつて、どうしてみかん缶詰の輸出は500万函の大台をなかなかこえることができないのか。理由はいろいろあるであろうが、日本のみかん缶詰が他の外国フルーツに比し高値であるということ以外に私は蜜柑缶詰工組と輸出組合との間に真の話いがなされていない点もあげることが出来ると思う。すでに各自の立場を主張し合う時代は終つており、原料問題を含めた全体的視野に立ち基本的な対策を推進すべき時である。

B表は日本蜜柑缶詰販売株の原田逸男氏の海外市場調査報告書によるデータであるが、西独のスーパーにおけるみかん缶詰と他国フルーツ缶詰との価格差の比較で、日本みかん缶詰1オンス当たりを100%としたとき、台湾みかんは80%、同パインは70%、伊太利の桃63%、同洋梨62%といった状況であり、大雑把に見て日本みかん缶は3~4割の高値となつている。

この表は西独市場における比較であるがアメリカ市場にあつてはアメリカは果実の生産国であるからさらに割高となる。こうした実情を見極めめない限り、私は輸出向けを伸すことはできないと思う。

しかしここに一つうれしいことは第1線の商社マンはみかん缶詰に非常な情熱をもつており、現在世界的なフルーツ缶詰として、第1に黄桃、第2にパイン第3に洋梨があげられるが、これ等の缶詰は世界のあらゆる市場に出回つている商品であり、そこでやりようによつてはこの日本みかん缶詰を第4番目の世界的フルーツ缶詰に育成することは決して不可能なことではないと言つている点である。この声を取り入れた措置がない限り、やがてこうした声も自然にさめるのではないかを私は恐れるものである。

そこで、それらの商社の人たちの考え方に具体的な考えを加え、1,000万函の輸出増進を図るためにはどうすればよいかを考察したい。

日本みかん缶詰の共販会社の販売価格は5号4打1函当たり1,880円であり、これは西独、米国市場での小売価格1缶24セントに相当する。高いところでは27セントで売られているところもあるが、この24セント~27セントの価格ではとても1,000万函の輸出は不可能であると思う。そこで私は今後毎年1缶1セントづゝ小売価格を段階的に値下げしてゆき、4年目に20セントまで下げ得れば1,000万函の輸出達成は可能だと考えている。それにもう一つ、いままで5,000万円の海外宣伝費が当てられ、その後2~3年その額は減額されているようだが、海外市場を開発するため年間1億円の宣伝費を投入すれば世界4番目のフルーツ缶詰に育成できると思う。そうするこ

とにより私は計画的目標が立て得られるものと信じている。

さて、私の専門である国内マーケットにおいてはどうか。果して51年に向つたとき、1,000万函の国内消化を図ることができるかどうか。ここに大きな問題がある。昨年の国内向けみかん缶詰は670万函の製造を見たが、チクロ問題さえなければ消化可能という答えであつたと思う。しかし今回のチクロ禁止措置により、輸出向けと同じく殆んどが全糖となり、従つて5割高となることは避けられない。その場合、消費面の変化はどうか。私は相当に抵抗を受けるものと考えている。缶詰リサーチの中にもみかん缶詰が大衆性ある缶詰としてあげられており、特に10～20代の若い人の使用度が高いという結果が出ているが、それらの消費者からは価格抵抗を相当受けるものと予想される。

51年までにはまだ6年間あるが、先ず1,000万函の販売を達成するまでは小売価格を動かさず安定させることが必要であり、さらに国内向けみかん缶詰だけで年間1億円の宣伝費を投入して消費開発の努力をする必要がある。これを飽きずに續ければ51年に1,000万函を達成することは決して不可能ではない。このことは過去の経験から割り出した観察からも言えることである。

ところで51年度におけるみかんの加工用原料の依存度は11.8%に止まつている状況であり、日本の加工原料比率が25%程度に伸びない限り、生食価格の維持を図ることはできないと思う。従つて今日の柑橘農業を健全に育成するためにもこの点を再認識する必要があると考えている。無論このことは蜜柑缶工組の立場で考えることは当然であるが、柑橘農業自体もこの点について考えなければならない時代に入つているといえる。

ではその宣伝費はどうしてつくるのか。私はこういう考えを持つている。幸い昨年か缶詰の共同宣伝がはじまり現在実施中で、来年も1億3,000万円の費用によりキャンペーンが行なわれるが、この宣伝は缶詰全体を対象としたものであり、みかん缶1,000万函の消費拡大のことについてはみかん缶独自に推進する必要がある。その宣伝の額は輸出向1億円、国内向け1億円を投ずる

ことにすればよい。この宣伝費の拠出方法としてその費用の一部は生産者側にも拠出してもらおう。第1年目としてはチクロ問題もあり、缶詰原料の量は若干減るものと見られるが、しかし252,600トンは使用されると見られ、従つて生産者側よりキロ当たり40銭の宣伝費負担をすることにより1億円が拠出される。一方缶詰業界側としては製造、販売、製缶、資材、輸出等から1億円を集めることにすれば合計2億円が用意されることになり、内外それぞれ1億円づつの宣伝費が充当できる訳だ。ことしのみかん缶詰は今まで他のフルーツ缶が高値であるのに加えマーケット自体枯れているので早めに製造する傾向が見られ、このため原料はキロ50円程度を早くも唱えているようだが、こういうことは私は止めるべきだと思う。原料に対する考え方としては私は缶詰とかジュースを伸ばすために加工原料用の価格を決定することが基本であると思いたい。

柑橘農業は生食価格と加工原料価格をコンバインして総合的な採算をとることが柑橘農業を健全化する途と考えている。そうすることにより外国フルーツの圧迫を受けることなく独自の道を歩めるのだと申しあげたい。私は柑橘農業のため敢えて議論しているが、この議論は決して無謀な議論ではないと思う。

〇表は日園連調べによるみかん生産者手取価格の推移であるが、東京市場における生食手取価格と加工原料手取価格ならびに平均手取価格を示して見た。これによると32年の加工原料手取価格は80円で、この年のみかん全体に対する加工原料の比率は16.7%となつている。しかしこの比率の外に2%程度のジュース原料があるが、こゝでは缶詰と一緒にであるという見方でパーセントを掲げておいた。32年の生食用は輸出もあるが、全生産の83.3%が39円20銭の価格で売られ、その年の平均価格は右スミの欄に記しておいた。32年の平均は37円66銭。35年は41円95銭となつており、この35年を境にして高収益時代に入つてきている。そして43年における平均手取価格は

43円73銭となっており、この年は16円40銭位手取価格が違ってきている。33年から比較するとこの年は金額が350億円から360億円の違いが生じているが、これは損したのではなく、実は儲かなくなかったということである。41年度のみかんの生産費は29円50銭で、42年度は37円50銭となっており、この平均は35円といったところだが、それから見ると生産費は急激に上ってきている。これはいままで儲かるみかん、儲かるみかんで安楽をむさぼっていたところに惰性があったと考えられる。沖縄ではこれを惰農といっているが、いずれにしても最近コストの高いみかんをつくる傾向にある。10月24日、九州大分で講演した時もこの点について申しあげたが、いまにして正しい姿勢を取らないと大変なことになると私は思う。

九州農政局の農政部長高崎謙三氏は、みかんは高収益をあげすぎそのため却つて技術革新が非常に遅れ、グレープフルーツが自由化になるということで慌てているが、なぜ技術の革新に取り組まないのかと言っていたし、国際価格に見合った生産をすべきでキロ20円内外を目標に向上を図る必要があると同氏は断言していた。現在反当り収穫量は1.5～2トンであるが技術革新によつて生産性の向上を進めるならば反当り7～8トンに収穫量を増大することができ、収益は反16万円になると語っていたが、私も同感で、今日のみかん缶詰自体も柑橘農業のためにどういう処置を取つてゆかねばならないかを考えるべき時だと思ふ。

さきほど小売価格の安定化を図る必要ありと申しあげたが、44年度の考え方としては私は1級、2級品の別はあるにしても加工原料の平均はキロ30円に下げたいと考えている。また輸出もさきほどの話のように1セントづつ下げ、原料、ブリキ面もある程度の引下げをして、20セントで売れるみかん缶を製造してゆくようにすべきである。

ことは生食市場のコントロールによりキロ5円で売れているが、昨年12月ごろは15キロ詰めのを荷受業者の手によつて400円、450円、

500円台の相場が相当長期間つらっていた。

日園連の算定方式による手取り額はキロ15～16円ということである。これは中央市場の相場だが、一方加工原料はキロ25円唱えといわれ、その価格が安いとか高いといった議論が繰返えされ、犬と猿の間柄のような取引がなされてきた。私はそんな状況を繰返えしていたのでは決して柑橘産業の発展を望むことはできないと思う。さきに申しあげた私の案をすぐに実現することは出来なだろうが、私はことを準備年度として、まず15キロ当たり700円以下のものは生食市場に出さないようにし、それらのものはすべて缶詰に振向けるといったコントロールをすればどうか。

本年はそういう姿勢の中で原料価格の安定化を図るべきだと考える。

ことしの国内向けみかん缶の生産は700万函を上回るだろうとの見通しだったが、チクロ問題がゴツ然としてもちあがり、このため相当生産予想数量も訂正され600万函前後ということになるのではないかと見られる。全糖ものはブロークンを含め8割、併用ものは2割、あるいはもつとそれより減るのではないかと予想される。

全缶協としてはチクロ使用禁止措置が取られた以上、まだサツカリナトリウムが認められているもののこの機会にフルーツ缶詰はオール全糖主義の姿勢で臨もうという話し合いをしている。併用ものも無論つくられるだろうが、おそらく売るとは困難だろう。

サツカリナトリウムで併用ものを試験的に造つて見たが、味の点で問題にならなかつた。

18[●]なら味が出るだろうとも言われているが、いずれにしてもチクロはすばらしい味をもつていた。私は18[○]にしても上下のアゴに何かつついた感じが残り、価格の如何に拘らず売れないのではないかと見ている。

そとで大阪での昨日の講演のときにももし併用ものを製造する場合は売先をよくたしかめあつて製造すべきだと申しあげておいた。

さて、柑橘農業を考える中であつて原料価格問題は重要課題であるが、国内向けみかん缶詰の原料は今後キロ30円を1,000万函達成されるまで据置きとし小売価格を安定させる必要ありとの見解をもっているが、ことしのみかん缶詰からメーカー団体はこのような考え方で原料折衝に当たられたいことを私は敢えて申しあげておきたい。いずれにしても今後のみかん対策はメーカーが製品を造つてからの問題でなく原料から取り組むべき問題であり、アメリカではこれをアグリカルチャー・ビジネスと呼び農業と缶詰工業との二つがびつたり一致した事業により、今日のアメリカ缶詰産業は発展してきたものである。ところが日本においてはアグリカルチャー・ビジネスどころか農家と缶詰業者は犬と猿との仲といった状況にある。もう今日の日本はそうしたことを續けている時代ではなくなつており、私はまさにアグリービジネス実現の時機が日本にも到来してきていると申しあげたい。

アメリカでは海外の事情から国内までの完全なリサーチを續けているが、日本もアグリービジネス方式により柑橘農業とメーカー、それに問屋、貿易商社、資材業者のすべてを含め総合的観点に立つてその実現を図つてゆくべきであると思う。

そして絶えずこれら関連業者が一体となつてこの一つの大きな仕事を完成すべきではないか。みかんは日園連に、メーカーは蜜柑缶工組に、国内販売は全缶協に、輸出は日本缶詰輸出組合に、製缶は製缶協会にといったように業者団体が常に一体となつてその目標に進むならば、実現不可能ではなく、心ある農家も判つてきている。このことは大分県においても申しあげたが講演の終つたあとの懇親会の席で大分県の協同組合連合会の理事長は私の説に全く同感であるということをつていた。

これからの日本の柑橘農業はどう守るべきか。

サケ、カニで申しあげるといふまでこれらの缶詰は輸出が重点であつたが、北洋漁業の漁獲の問題で数量は年々減少し、すでに輸出する時代ではなくなつて

おり、これからは逆に海外から買ってくるのが重点となる時代がきている。けれどもみかん缶詰の場合は、なお輸出の途は拓ける商品であり、従つてこの基本的考えを前面にうち出し健全なる缶詰産業発展の途を開拓することにつきると思う。そしてお互いが豊かな道が歩めるよう、缶詰陣営だけでなく、農家を含めたアグリービジネスを実現する、このことを強く訴え私の講演を終わりたい。』

会 員 消 息

〔 会社合併 〕

西産商事(株)(本社 福岡市)と北九州海産物(株)(本社 北九州市)の両社は11月1日をもつて合併し、新に(株)西商として発足することになった。なお新会社の陣容は下記の通りである。

1. 社 名 株式会社 西 商

1. 資本金 8,000万円

1. 役 員

代表取締役社長	伊 瀬 諄 平
専 務 取 締 役	諫 山 信 義
取 締 役	森 本 尙 記 (北九州支店長)
取 締 役	熊 谷 一 (経 理 部 長)
取 締 役	徳 丸 勝 美 (久留米支店長)
取 締 役	方 藤 一 男 (塩 干 部 長)
取 締 役	土 田 久 平 (福 岡 支 店 長)
取 締 役	亀 村 四 郎 (總 務 担 当)
監 査 役	植 木 郁 也

1. 本支店所在地

本 社 } 福岡県筑紫郡大野町大字中574番1
福岡支店 }
(旧西産商事) 電話代表 福岡局 092 59局 1582

北九州支店 北九州市戸畑区川代2丁目3番5号
(旧北九州海産物) 電話 代表093 88局4551

久留米支店 久留米市野中町939番
(旧西産商事) 電話 代表09422 8局6166

事 務 局 報 知

お詫び：先月号月報の表紙が11となつておりますが、これは10の誤りですのでここに慎んでお詫び致します。なおお手数ですが同封の表紙とお貼りかえいただきたくお願い申し上げます。

